

別表1 高齢者虐待の種類と緊急性の目安

「高齢者に関する介護支援専門員結果」(広島市・2022年) 参考

虐待の種類	虐待行為	緊急性の判断の目安		
		レベル3 (最重度)	レベル2 (重度～中等度)	レベル1 (軽度)
		生命、身体 ^の 健康、生活に関する危険な状態が生じている	生命、身体 ^の 健康、生活に著しい影響が生じている	生命、身体 ^の 健康、生活への影響が予想される
身体的虐待	<p>「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること」 (法第2条第4項第1号イ)</p> <p>《内容と具体例》</p> <p><u>暴力行為などで、身体にあざ・痛みを与える行為や、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る。 ・無理矢理食事を口に入れる。 ・火傷させる、打撲させる。 ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束や抑制をする。 	<p>暴力等により、生命の危険がある(重度の火傷、骨折、頭部外傷、首絞め、揺さぶり、身体拘束など)。</p>	<p>暴力等により、比較的軽傷である打撲痕、擦過傷、内出血が認められる。</p> <p>睡眠薬の過量摂取による過度の睡眠状態がみられる。</p>	<p>時々、軽くつねられる・たたかれるといった状態がみられる。</p>
介護・世話の放棄・放任	<p>「高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること」 (法第2条第4項第1号ロ)</p> <p>《内容と具体例》</p> <p><u>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者の身体・精神状態を悪化させていること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり皮膚が汚れていたりする。 ・水分や食事を十分与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水状態や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限させたり、使わせない。 	<p>食事が与えられないことによる重度の低栄養や脱水状態がみられる。</p> <p>十分な介護を受けられないことにより、重度の褥瘡や肺炎を起こしたり、戸外放置がみられる。</p>	<p>食事が与えられないことによる体重の減少がみられる。</p> <p>十分な介護を受けられないことによる極めて不衛生・不潔な状態がみられる。</p>	<p>一時的にケアが不十分な状態がある。</p> <p>状態にあったケアがなされていない。</p>

<p>心理的虐待</p>	<p>「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」 (法第2条第4項第1号ハ) 《内容と具体例》 <u>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的・情緒的苦痛を与えること</u> ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。 ・怒鳴る、罵る、悪口を言う。 ・侮辱を込めて、子どものように扱う。 ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。</p>	<p>著しい暴言や拒絶的な態度により、人格や精神状況にゆがみが生じている。 時に抑うつ状態や自殺企図にまで至る。</p>	<p>暴言や無視により、無気力や自暴自棄な状態になっている。 自己肯定感の低下が著しい状態がみられる。</p>	<p>無視や幼稚言葉や暴言があり、落ち込むことがある。</p>
<p>性的虐待</p>	<p>「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること」 (法第2条第4項第1号ニ) 《内容と具体例》 <u>本人との合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</u> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・キス、性器への接触、セックスを要求する。</p>	<p>同意のない性行為がなされている。 わいせつな行為をされること、又はさせられること。 恒常的な行為が続く、又は性感染症などに至る。</p>	<p>排泄介助後、下半身を裸にして放置するなど、心理的・身体的な苦痛がある状態がみられる。</p>	<p>性的な言葉かけ・接触・態度・視線により、精神的に苦痛を感じている。</p>
<p>経済的虐待</p>	<p>「養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」 (法第2条第4項第2号) 《内容と具体例》 <u>本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の利用を理由なく制限すること</u> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。</p>	<p>年金の搾取等により、収入源が途絶え、食事が摂れない・電気やガス、水道が止められる。</p>	<p>年金の搾取等により、支払いが滞りがちになる。</p>	<p>他者が年金等を管理し、時折、本人の承諾なく使っている。</p>